

# 生活保護費減額

## 不服申し立てへ

### 支援者ら 1万人規模目指す

8月から始まる生活保護費の減額。「全国生活と健康を守る会連合会」(全生連)など貧困問題に取り組み支援団体や法律家らが、全国の受給者に呼びかけ、行政への不服申し立てを一齐に進める運動を起す。1万人規模の参加をめざす。26日に発表した。棄却された場合は、減額の取り消しを求める集団訴訟を起す方針だ。

安倍政権は、生活保護費のうち生活費に当たる「生活扶助」の基準額を、8月から2015年4月にかけて3段階で引き下げる予定だ。支援団体などは「憲法が保障する生存権を侵す」などと減額を批判してきたが、すでに引き下げの通知が自治体から受給者に届き始めている。自治体が決めた生活保護

の額に不満がある場合、行政不服審査法に基づいて、都道府県に審査請求ができる。9月半ばに集中的に請求手続きをする方針だ。請求から50日以内に結論がでる。広く審査請求を呼びかけることで、受給者自身による反対運動を広げることにした。

厚労省によると、都市部に住む3人世帯(夫30代、妻20代、子4歳)の場合、8月からの引き下げで生活扶助費が17万2千円から16万7千円に減る。15年度にはさらに15万6千円にまで下がる。

生活保護を目安に設計されている就学援助など、受給者以外が利用する他制度に影響が及ぶことも

見直しをした」と説明する。物価下落を主な理由とした減額について、「反貧困ネットワーク」代表の宇都宮健児弁護士は「受給者が利用しない家電製品などの物価下落を含むなど、根拠がない。しかも今は物価が上がっている」と批判した。

### デフレ削減やむなし

学習院大学の鈴木亘教授(社会保障論)の話 生活保護費引き下げはやむを得ないだろう。この数年デフレ傾向が続いてきたが、保護費の基準は2005年度から変わっていない。賃金やものの値段が下がっているのに、保護費が変わらないのは逆に不公平になる。

ただ今後は安倍政権の経済政策でインフレも予想される。そうなれば迅速に基準を上げる必要がある。現在は5年に一度、一般世帯の消費実態と基準との均衡を検証しているが、実態に合わせるならもっと頻繁に物価を反映させるべきだ。

### 社会のあり方 改革を

生活保護の現場に詳しいジャーナリストの安田浩一さんの話 国は物価下落を保護費引き下げの理由に挙げるが、食料品の値段が下がった実感はほとんどない。受給世帯にすれば生活費は変わらず、保護費だけが下がることになる。

一部の政治家やメディアの発信が「私はこんなに切り詰めているのに、受給者は税金で楽をしている」という被害者意識を広めた。今回の引き下げはその延長にある。受給者が増えているのは年金や賃金が少ないから。改革が必要なのは社会のあり方であって、保護費ではない。

心配されている。生活保護問題対策全国会議事務局長の小久保哲郎弁護士は「引き下げは受給者だけ

の問題ではないということも訴えていきたい」と話した。

(有近隆史)